



二 体外診断用医薬品 反応系に関与する成分の最終製品への充填工程

**第九条** 手数料令第三十三条第七項第二号及び第三十四条の二第四項第三号に規定する厚生労働省  
(専門的調査手数料が算入行ふ場合)

令で定める場合は、当該醫療機器が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第一百四十四条の三十三第一項第二号イロ、ホ、ホ、ヘ若しくはトに該当するものである場合又は当該体外診断用医薬品が同項第四号イに該当するものである場合ととする。

前項の場合における三款を合算第三十三多第十七項及び第一項並ては第三十四多の第二项及て第五項に規定する条件の数の算定にあたつては、施行規則第百十四条の三十三第一項第二号イ、ロ、ホ、ヘ若しくはト又は第四号イに該当することをそれぞれ一として算定する。

**第十一条** 手数料令第三十三条第十項の規定に基づき、同条第五項から第九項までに規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第

の十七第五項において準用する場合を含む。) 又は第二十三条の六の二第二項(医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方針についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項(法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査を申請する場合において手数料令第三十三条第五項から第九項までに定める額から減じる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一 手数料令第三十三条第五項一号から第三号まで及び第六項第一号から第三号までの調査を一日清下の場合 同条第一項各号に定める額のうち、幾葉(百枚程度)とを行うところに当該二つ

申請する場合、同号イの規定によりそれぞれ加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあつては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。)を減じた額

ロ 当該二以上の品目の共通の製造所等に係る調査について手数料令第三十三条第五項第三号のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額(当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。)

イ 手数料令第三十三条第五項第三号の調査を申請する場合、次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該二以上の品目の調査について手数料令第三十三条第五項第三号イの規定によりそれぞれ加算される額の合計額から、当該調査について同号イの規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額(同号イの規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあつては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。)を減じた額

口の規定によりそれぞれ加算される額の合計額から、当該調査について同号口の規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額（同号口の規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあっては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。）を減じた額

三 手数料令第三十三条第六項第三号の調査を申請する場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額  
イ 当該二以上の品目の調査について手数料令第三十三条第六項第三号イの規定によりそれぞ

□ 加算される額の合計額から、当該調査について同号イの規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額（同号イの規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあっては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。）を減じた額  
当該二以上の品目の共通の製造所等に係る調査について手数料合第三十三条第六項第三号

口の規定によりそれぞれ加算される額の合計額から、当該調査について同号口の規定によりそれぞれ加算される額のうち最も高い額（同号口の規定により加算される額が最も高い額である品目が複数ある場合にあっては、このうち一の品目の調査に係る当該額に限る。）を減じた額

手数料令第三十四条の二第七項の規定に基づき、同条第二項から第六項までに規定する者が同  
時二以上上の品目について去第二十三条の二の二第三項（去第二十三三条の二の十）してお

準用する場合を含む。) の確認を受けようとする場合において手数料令第三十四条の二第二項か

ら第六項までに定める額から減じる額は、同条第六項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行つたために当該二以上の品目について同一の製造所等の所在地に出張させる必要があると認める

場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。  
**第十一條** 手数料令第三十六条第八項の規定に基づき、同条第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上との品目について法第二十三条の二十五第六項（法第二百三十三条の二十一項（法第二百三十三条の二）によるもの）によつて同一の場所に立ち寄つた場合に、

五項において準用する場合を含む) 及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む)。若しくは第八項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む)。又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法につ

て準用する場合を含む)及び第一一十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査を受けようとする場合における手数料令第三十六条第七項に定める額から減じる額

は、同項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の品目について同一の製造所等の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。

第十三条 手数料令第三十八条第五項の規定に基づき、同条第二項及び第三項に規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三條の三十一の二第三項（法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする場合における手数料令第三十八条第四項に定める額から減じる額は、同項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行つたために当該二以上の品目について同一の製造所等の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の品目に係る当該手帳に要する費用に相当する額を除く。とする。

旨に依る三書類に署する旨月に付する客院へ  
附則抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十

三年一月六日)から施行する。

この省令は 平成十六年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一七年三月三〇日厚生労働省令第五二号）

**第一条** この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則  
(平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則

（平成二十九年五月二二日厚生労働省令第六二号）

この省令は公布の日から施行する。

附 則

（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成三一年三月二〇日厚生労働省令第二七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則

（令和三年一月二九日厚生労働省令第一五号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附 則

（令和四年五月一〇日厚生労働省令第八四号）抄

(施行期日)

**1** この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）の公布の日から施行する。